

2026年
4月1日～

道路交通法改正

17歳6か月から

仮免許取得及び
本免許受験が可能になりました!



道路交通法の改正により、普通自動車および準中型自動車の
仮免許取得年齢が引き下げられました。17歳6か月から仮免許を取得
でき、18歳の誕生日を迎える前に教習を進めることができます。

一人で運転できるのは
18歳になってからです。

仮免許取得後も、18歳になるまでは
教習所での教習や指導員同乗での
運転に限られます。



取得までの流れ(イメージ)

17歳6か月～

教習所へ入校し、
仮免許取得が可能!



17歳6か月になったその日から
入校し、仮免許の学科試験を
受験できます。

仮免許取得後

教習所で路上教習を進めます



指導員が同乗して路上教習を実施。
一人での運転はできません。

17歳6か月以降

17歳6か月以降教習所卒業後、
免許センターで本免許試験を受験
できますが、免許証の交付は
18歳の誕生日以降です。



仮免許取得のタイミング

誕生日ベースで計算!

18歳の誕生日の6か月前から入校し、
仮免許の学科試験を受験できます。

例えば…

- ▶ 2月28日生まれの方
(前年の)8月28日から入校・受験可能
- ▶ 8月29日生まれの方
その年の2月29日
(うるう年でない場合は3月1日)から
入校・受験可能



教習所の入校について

多くの自動車学校では、17歳6か月になった
その日から入校可能! 混雑を避けて、
スムーズに教習を進められます。



ご注意ください



一人で運転できるのは18歳になってからです。

仮免許取得後も、18歳になるまでは教習所での教習や
指導員同乗での運転に限られます。



高校の校則を確認しましょう

高校在学中に免許取得を検討する場合、学校の校則で
運転や免許取得が制限されていないか確認が必要です。
無許可での取得や運転は、停学や退学などのリスクが
あります。



早めのスタートがおすすめ!

早生まれの方や混雑期を避けたい方は、17歳6か月
になった時点で早めに教習を開始することで、余裕をもって
免許取得が可能です。

早めの教習で、
安心・スムーズに免許取得!



鳥根県公安委員会指定 自動車教習所

Mランド 益田校 ☎ 0120-101-701

〒699-5131 鳥根県益田市安富町 3330-1

17歳6か月から、免許取得への第一歩をスタートしましょう!



ホームページ



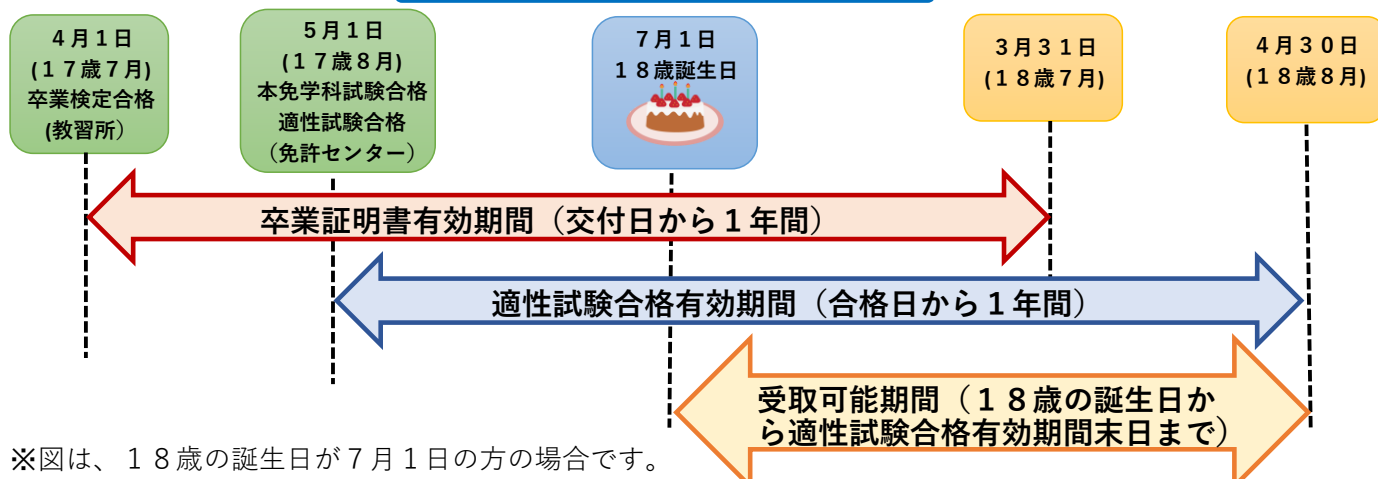
18歳未満で卒業検定に合格された方へ①

(島根県で本免学科試験を受験し、島根県で免許証を受け取られる方)

【注意事項】

- 18歳未満で教習所の卒業検定に合格された方への受取期間の注意点です。
- 運転免許証は18歳の誕生日から取得できます。
- 運転免許証は本免学科試験に合格した免許センター（松江免許センター又は西部免許センター）でのみ受取可能です。
- 運転免許証は、受取できる期間に限りがありますので受取期間の期限切れに注意してください。期限を過ぎた場合は合格無効となり、自動車学校入校等、最初からの受験が必要です。
- 受取期間は **18歳の誕生日～適性試験合格有効期間末日** までです。

受取可能期間のイメージ



受取に必要な書類など

■ 免許証受取時に必要な書類

- ☐ 卒業証明書（運転免許センターに預けている方は不要）
- ☐ 仮運転免許証（運転免許センターに預けている方は不要）
- ☐ マイナ免許証を希望される方はマイナンバーカード（署名用電子証明書）
- ☐ 運転免許証交付手数料

手数料（島根県収入証紙）

運転免許証のみ	2,350円
マイナ免許証のみ	1,550円
運転免許証とマイナ免許証の2枚持ち	2,450円

代理受取を希望される方の条件や必要書類等



- 代理受取は原則同居家族のみ
- 委任状（島根県警察のホームページからダウンロードできます）
- 代理受取者の身分証
- 代理受取者と家族関係を証明する住民票等

※マイナ免許証を希望される方、現にマイナ免許証を所持されている方は代理受取はできません。申請時の持ち込み写真で免許証を作成します。



県外に行くこととなった場合

島根県で受験合格したことを証明する「運転免許試験成績証明書」（学科試験等の合格を証明する書類）を交付して必要書類を返却しますので下記に連絡してください。

申請場所	受付日	受付時間
免許センター（松江市） TEL 0852-36-7400	月曜日から金曜日までの平日 【国民の祝日・休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの間）を除く】	午前9時00分から 午前9時30分
西部免許センター（浜田市） TEL 0855-23-7900		午後1時30分から 午後2時00分

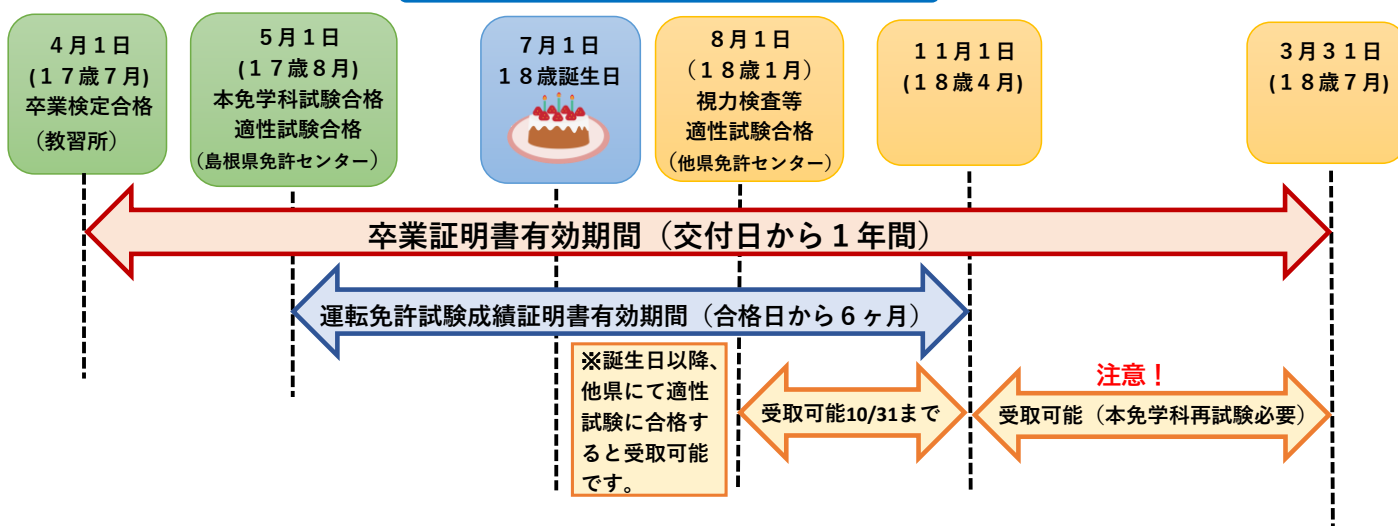
※島根県免許センターで本免学科試験に合格後、他県で免許証を申請される方は裏面へ ➡

18歳未満で卒業検定に合格された方へ② (島根県で本免学科試験に合格し、他県で免許証を申請される方)

【注意事項】

- 18歳未満で教習所の卒業検定に合格された方への受取期間の注意点です。
 - ・運転免許証は18歳の誕生日から取得できます。
 - ・運転免許証は申請される日に住民票がある都道府県（公安委員会）が作成します。
 - ・運転免許証の交付を受ける免許センターで視力検査等の適性試験があります。
 - ・適性試験合格後、運転免許証の受取が可能です。受取できる期間に限りがありますので受取期間の期限切れに注意してください。
 - ・**期間を過ぎた場合は合格無効となり、学科試験の再受験が必要となったり自動車学校入校等、最初からの受験が必要となる場合がございます。**

受取可能期間のイメージ



※免許センターの本免学科試験合格日から6ヶ月以内 (他県で適性試験のみで受取可能)

※免許センターの本免学科試験合格日から6ヶ月を超え1年以内 (本免学科試験・適性試験が必要)

※図は、18歳の誕生日が7月1日の方の場合です。

免許証の交付申請に必要な書類

○受取される県の免許センター等へお問い合わせください。

○他県で申請される場合は、島根県で受験合格したことを証明する「**運転免許試験成績証明書**」(本免学科試験等の合格を証明する書類)について申し出てください(本免学科試験合格後6ヶ月の間に限る)。他県で申請する際に必要です。

県外に行くこととなった場合

島根県で受験合格したことを証明する「運転免許試験成績証明書」(学科試験等の合格を証明する書類)を交付して必要書類を返却しますので下記に連絡してください。

申請場所	受付日	受付時間
免許センター (松江市) TEL 0852-36-7400	月曜日から金曜日までの平日 【国民の祝日・休日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの間)を除く】	午前9時00分から 午前9時30分
西部免許センター (浜田市) TEL 0855-23-7900		午後1時30分から 午後2時00分

Mランド益田校 ☎ 0120-101-701

〒699-5131 島根県益田市安富町 3330-1

